

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前						改正後					
(前 略) (資格等) 第3条 時間雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限(無期雇用教職員を除く。以下同じ。)、定年(無期雇用教職員に限る。以下同じ。)及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。 (後 略)						(資格等) 第3条 } (同 左) 附 則 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。 2 この規則の施行の日の前日において教務補佐員であった者を施行の日以後に引き続き教務補佐員として雇用する場合における資格・職務能力及び職務内容については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。					
別表第1 (第2条・第3条・第4条関係)						別表第1 (第2条・第3条・第4条関係)					
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
(略)						(同 左)					
教務補佐員	業務に関連のある分野の <u>修士修了以上又は2年以上の業務に有益な実務経験がある者</u>	教務に関する職務の補佐業務に従事		(略)		教務補佐員	業務に関連のある分野の <u>大学卒業(修業年限が6年であるものに限る。)</u> 以上、 <u>修士課程修了以上又は専門職学位課程修了以上</u> 、かつ、 <u>教務に関する高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事した経験がある者</u>	教務に関する <u>高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務の補佐業務</u> に従事		(同 左)	
(略)						(同 左)					
別表第2～7 (略)						別表第2～7 (同 左)					